2026 年 1 月
株式会社 安藤・間

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

株式会社 安藤・間（以下「当社」という）は、確定給付企業年金制度のアセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、年金制度の加入者および受給権者（以下「受益者等」という）の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていくために有益であると考えられる「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、すべての原則を受け入れることを表明します。

原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

＜当社の取組み＞

当社は、受益者等に対し、定められた年金給付及び一時金等の支払を将来にわたり確実に行うために必要とされる総合収益（トータルリターン）を長期的に確保することを目的とし、その目的に即した運用目標及び運用方針を「年金資産運用の基本方針」として定めています。また、運用目標等は運用環境の変化に応じて定期的に検証し、見直しを行っています。

原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

＜当社の取組み＞

当社は、アセットオーナーとしての機能を発揮できるよう必要な人材の確保・育成などの体制整備を継続的に取り組んでいます。必要な専門知識を習得するべく外部セミナーへの参加等を行い、継続的に外部知見を活用しています。またガバナンス面では、年金資産の運用状況を適切に評価・モニタリングできるよう、加入者代表である労働組合委員長と、財務部および人事部の部門長等で構成された「年金運用管理委員会」を設置しています。

原則３

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

＜当社の取組み＞

当社は、運用目標の実現を図るため「年金資産運用の基本方針」に基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散に取り組むとともに、利益相反も適切に管理しつつ最適な運用受託機関を選定しています。また、四半期毎に「年金運用管理委員会」にて、各受託機関の運用実績について定量的評価（ベンチマークとの比較評価及び受託機関相互の比較評価）と定性的評価（各受託機関の投資方針、リスク管理、運用能力等）の両面で総合的に評価をし、その結果に基づいて適宜見直しを図っています。

原則４

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

＜当社の取組み＞

当社は、重要なステークホルダーを年金制度の加入者と考え、社内ホームページにて運用状況や積立状況等の情報開示を毎年行っています。

原則５

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

＜当社の取組み＞

当社は、各受託機関の投資活動を通じて、投資先企業の価値向上や持続的成長を促すべく、受託機関に対してスチュワードシップ責任を適切に果たすよう行動することを要請するとともに、スチュワードシップ活動が適切に行われているか、四半期毎の運用報告を通して継続的にモニタリングを実施しています。

以　上